大阪市告示第1517号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年11月10日

大阪市長　　横　山　英　幸

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 都島屋内プール 水泳場	令和８年11月24日（火）	午後３時から 午後７時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）